

別表第四 軟骨無形成症用身長基準 (標準身長の一3.0SD値) 上段男子、下段女子 (単位: cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
1歳	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
2歳	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
3歳	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
4歳	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5
5歳	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
6歳	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
7歳	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
8歳	86.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
9歳	88.1	88.5	88.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
10歳	94.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
11歳	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
12歳	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
13歳	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
14歳	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
15歳	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
16歳	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7
17歳	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
18歳	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
19歳	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
20歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0
21歳	117.5	117.9	118.3	118.7	119.1	119.5	119.9	120.5	121.1	121.7	122.3	122.9
22歳	122.3	122.6	122.8	123.1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125.1	125.5	125.9
23歳	123.5	124.1	124.7	125.3	125.9	126.5	127.1	127.7	128.3	128.9	129.5	130.1
24歳	126.3	126.7	127.1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.1
25歳	130.7	131.3	131.9	132.5	133.1	133.7	134.3	134.7	135.1	135.5	135.8	136.2
26歳	132.8	133.5	134.2	134.9	135.6	136.2	136.9	137.7	138.4	139.2	140.0	140.7
27歳	136.6	137.0	137.4	137.8	138.1	138.5	138.9	139.1	139.2	139.4	139.6	139.7
28歳	141.5	142.2	143.0	143.8	144.5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148.1
29歳	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.1	141.1	141.1	141.2
30歳	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
31歳	148.5	148.9	149.3	149.7	150.1	150.5	150.9	151.1	151.2	151.4	151.5	151.7
32歳	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
33歳	151.8	152.0	152.1	152.3	152.4	152.6	152.7	152.8	152.9	152.9	153.0	153.0
34歳	141.8	141.9	141.9	141.9	142.0	142.0	142.0	142.1	142.1	142.1	142.2	142.2
35歳	153.0	153.1	153.1	153.2	153.2	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3
36歳	142.2	142.2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4

○厚生労働省告示第二十四号  
 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。  
 平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品

- 次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。)
- 一 放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。)
- 二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬をいう。)
- 三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)
- 四 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤原料をいう。)
- 五 覚せい剤原料(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)
- 六 特定生物由来製品(薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十項に規定する特定生物由来製品をいう。)
- 七 注射剤(前各号に掲げるものを除く。)
- 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺菌剤を除く。)
- ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。

- (9) アシクロビル。ただし、外用剤を除く。
- (10) アジスロマイシン
- (11) アジマリン
- (12) アステミゾール
- (13) アセクラン
- (14) アセクゾラミド
- (15) アセチルスピラマイシン
- (16) アセチルフェネチド
- (17) アセチルフェネチド
- (18) アセチルフェネチド
- (19) アセトヘキサミド
- (20) アセフトロール
- (21) アセメタシン
- (22) アゼルニジピン
- (23) アゾセリド
- (24) アタゾナビル
- (25) アテノロール
- (26) アデホビルボキシル
- (27) アトルバスタチン
- (28) アナストロゾール
- (29) アニラセタム
- (30) アバカビル
- (31) アプリクロニジン
- (32) アプリロン
- (33) アフロクアロン
- (34) アマンタジン
- (35) アミオダロン
- (36) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン
- (37) アミトリプチリン
- (38) アミノ安息香酸エチル。ただし、歯科用製剤に限る。
- (39) アミノ安息香酸エチル・塩酸テトラカイン・塩酸ジブカイン・ホモスルファミン
- (40) アミノ安息香酸エチル・パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル
- (41) アミノ酢酸チアンフェニコール
- (42) アミノフィリン
- (43) アムホテリシンB
- (44) アムロジピン
- (45) アモキシサピン
- (46) アモキシシリン
- (47) アモキシシリン・クラブラン酸カリウム
- (48) アモスラロール
- (49) アラセピリン
- (50) アラニジピン
- (51) アリルエストレノール
- (52) アルギン酸ナトリウム。ただし、内用剤を除く。
- (53) アルファ・アルファージフェニルベリジンメタノール

- (96) アルファアキサロン
- (95) アルブレノロール
- (94) アルプロスタシル
- (93) アルペンダゾール
- (92) アルミノバラアミノサリチル酸
- (91) アルレルゲンをろ紙に浸み込ませて乾燥した  
もの
- (90) アレンドロロン酸
- (89) アロチノロール
- (88) アロプリノール
- (87) アンシタピン
- (86) アンピシリン
- (85) アンピシリン・クロキサシリンナトリウム
- (84) アンピシリン・ジクロキサシリンナトリウ  
ム
- (83) アンブレナビル
- (82) イソカルボキサジド
- (81) イソソルビド
- (80) イソニアジド
- (79) イソニアジドメタンスルホン酸
- (78) イソプゾール
- (77) イソフルラン
- (76) イソプレナリン。ただし、内用剤を除く。
- (75) 一硝酸イソソルビド
- (74) イトラコナゾール
- (73) イノシン プラノベクス
- (72) イプリフラボン
- (71) イベルメクチン
- (70) イマチニブ
- (69) イミダプリル
- (68) イミプラミン
- (67) インジセトロン
- (66) インジナビル
- (65) インダパミド
- (64) インデノロール
- (63) インドメタシン。ただし、外用剤（坐剤を  
除く。）を除く。
- (62) インドメタシン ファルネシル
- (61) インプロスルファン
- (60) ウベニメクス
- (59) ウラビジル
- (58) エキサメタジム
- (57) エキセメスタン
- (56) エグアレ
- (55) エスクロルピノール
- (54) エストラジオール。ただし、外用剤（貼  
付剤を除く。）を除く。

- (115) エストリオール
- (114) エタンブトール
- (113) エチオナミド
- (112) エチゾラム
- (111) エチドロン酸
- (110) エチニルエストラジオール。ただし、外用  
剤を除く。
- (109) エチニルエストラジオール・酢酸エチノジ  
オール
- (108) エチニルエストラジオール・デソゲステ  
ル
- (107) エチニルエストラジオール・ノルゲステレ  
ロン
- (106) エチニルエストラジオール・ノルエチステ  
ロン
- (105) エチニルエストラジオール・メチルエスト  
レノロン
- (104) エチニルエストラジオール・レボノルゲス  
トレル
- (103) エチニルチクロヘキシルカルバミン酸エス  
テル
- (102) エチルパラニトロフェニルエチルホスホネ  
イト
- (101) β-エトオキシエチルメタアクリル樹脂・  
テトラメチルチウラムジスルフィド
- (100) エトスクシמיד
- (99) エトトイン
- (98) エトボシド
- (97) エトレチナート

- (133) エナラプリル
- (132) エヌー（アミノプロピル）ージベンゾジヒ  
ドロアゼピン
- (131) エヌ・エヌー（一・二エチレン）ビスー  
エルシステインジエチルエステル
- (130) エヌー（パラクロルベンゼンスルホニル）  
エヌーピロリジノウレア
- (129) エヌーヒドロキシエチルピペラジルプロピ  
ルジベンゾアゼピン
- (128) エノキサシン
- (127) エバスタチン
- (126) エバルレスタット
- (125) エビジヒドロコレステリン
- (124) エピネフリン。ただし、外用剤（眼科用剤  
及び耳鼻科用剤を除く。）を除く。
- (123) エファピレンツ
- (122) エペリゾン
- (121) エホニジピン
- (120) エリスロマイシン。ただし、外用剤（眼科  
用剤を除く。）を除く。
- (119) エレトリブタン
- (118) 塩化アルミニウム・塩化セチルピリジニウ  
ム・リドカイン
- (117) 塩化カリウム・塩化ナトリウム・炭酸水素  
ナトリウム・無水硫酸ナトリウム
- (116) 塩化ニトロブルーテトラゾリウム

- (152) 塩化レボカルニチン
- (151) 塩酸オキシテトラサイクリン・酢酸ヒドロ  
コルチゾン
- (150) 塩酸オキシテトラサイクリン・硫酸ポリミ  
キシニンB。ただし、外用剤（眼科用剤を除く。）  
を除く。
- (149) エンフルラン
- (148) エンプロスチル
- (147) エンラマイシン
- (146) オキシテトラサイクリン
- (145) オキシフェドリン
- (144) オキシフェンブタゾン
- (143) オキシベルチン
- (142) オクスプレノロール
- (141) オセルタミビル
- (140) オフロキサシン
- (139) オメプラゾール
- (138) オラノフィン
- (137) オランザピン
- (136) オルシプレナリン。ただし、内用剤を除く。
- (135) ー（オルトクロルベンツヒドリル）二ー  
オキシエチル）ー四ーオルトメチルベンジル  
ピペラジン
- (134) オルノプロスチル

(174)	(173)	(172)	(171)	(170)	(169)	(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(162)	(161)	(160)	(159)	(158)	(157)	(156)	(155)	(154)	(153)	
カルモフォル	カルボマイシン	カルボコン	カルボクロメン	カルベジロール	カルビブラミン	カルバマゼピン	カルテオロール。ただし、外用剤を除く。	カルチノフィリン	カルシポトリオール	カルグトシン	カモスタット	カベルゴリン	カベシタピン	カブレオマイシン	カプトプリル	カナマイシン。ただし、外用剤を除く。	カドララジン	ガチフロキサシン	オンダンセトロン	オレアンドマイシン	オルメサルタン	メドキシミル

(196)	(195)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	(176)	(175)	
クリノフィブラート	グリセオフルビン	グリクロピラミド	グリクラジド	クラリスロマイシン	グラフィエニン	グラニセトロン	クエン酸マグネシウム	クエン酸鉄アンモニウム	クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム	クエチアピン	グアンファシン	グアナベンズ	キニジン	キニロー	キナプリル	キササマイシン	キセノン	カンデサルタン	シレキセチル	乾燥 B C G	乾燥甲状腺 <sup>乾</sup>	ガンシクロピル

(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)	(211)	(210)	(209)	(208)	(207)	(206)	(205)	(204)	(203)	(202)	(201)	(200)	(199)	(198)	(197)
クロルプロマジン	クロルプロバミド	クロルプレナリン	クロルタリドン	スルホン酸ナトリウム	科用剤及び耳鼻科用剤を除く。を除去。	クロラムフェニコール。ただし、外用剤(眼科用剤)を除く。	クロミフェン	クロミプラミン	クロモマイシン A 3	クロロフェゾン	クロロフィブラート	クロロニジン	クロロチアピン	クロスピプラミン	クロカプラミン	クリンダマイシン	グリメピリド	グリミジン	グリベンクラミド	グリブゾール

(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	(225)	(224)	(223)	(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	
コレステラミン	コレステミド	コルヒチン	コルチゾン。ただし、外用剤を除く。	コリンテオフィリン	塩酸テトラサイクリン	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	コリスチンメタンスルホン酸	コリスチン	コバルトプロトポルフィリン	剤を除く。を除去。	ゲンタマイシン。ただし、外用剤(眼科用剤)を除く。	健康なウシ肺抽出物で、一定比率のリン脂質、遊離脂肪酸、トリグリセライドを有するもの	ゲメプロスト	ゲフィチニブ	ケトフェニルブタゾン	結合型エストロゲン	経口生ポリオワクチン	クロロキン	クロルマジノン

(256)	(255)	(254)	(253)	(252)	(251)	(250)	(249)	(248)	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)	(242)	(241)	(240)	(239)	(238)	(237)	
ニークロル―チオキサントン	九―ジアルキルアミノノルマルプロピル―	ジアフェニルスルホン	シアノアクリレート	シアニダノール	シアナミド	酸化セルロース	酸化亜鉛・チヨウジ油	サルメテロール	サルプタモール。ただし、内用剤を除く。	ザルシタピン	ザルコマイシン	サラソスルファピリジン	サプロブテリン	サニルブジン	ザナミビル	酢酸フルドロコルチゾン	アミノ安息香酸エチル	酢酸ヒドロコルチゾン・ヒノキチオール・	酢酸クロルマジノン・メストラノール	サイクロセリン

(276)	(275)	(274)	(273)	(272)	(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)	(258)	(257)	
シノキサシン	シネバジド	ジドロゲステロン	ジドブジン・ラミブジン	ジドブジン	シタラピン	ジダノシン	シソマイシン	ジソピラミド	ジスルフィラム	ジゴキシン	シクロホスファמיד	シクロフェニル	シクロフェナク。ただし、外用剤（坐剤及 び注射剤を除く。）を除く。	シクロスポリン	シクラミン酸	シクラシリン	ジギトキシン	メトキシフェニル酢酸プロピル（別名プロバ ニジド）	四―ジエチルカルバモイルメトキシ―三―	ジエチルカルバマジン

(298)	(297)	(296)	(295)	(294)	(293)	(292)	(291)	(290)	(289)	(288)	(287)	(286)	(285)	(284)	(283)	(282)	(281)	(280)	(279)	(278)	(277)	
九・十二―ジヨードステアリン酸	ジヨサマイシン	硝酸イソソルビド	臭化フルトロピウム	臭化ピリドスチグミン	臭化ナトリウム	臭化デメカリウム	臭化チオトロピウム	臭化カリウム	臭化オキシトロピウム	臭化エチルピベタナート	臭化イプラトロピウム	ジメタクリン	シベンゾリン	ジベンゼピン	ジベカシン	シプロフロキサシン	ジビリダモール	ノール。ただし、内用剤を除く。	ジヒドロキシフェニルアルキルアミノエタ	ジヒドロエルゴタミン	ジノプロストン	ジノプロストン

(320)	(319)	(318)	(317)	(316)	(315)	(314)	(313)	(312)	(311)	(310)	(309)	(308)	(307)	(306)	(305)	(304)	(303)	(302)	(301)	(300)	(299)	
スルピリド	スルトブリド	スルチアム	スルタミシリン	スマトリブタン	スピロノラクトン	スピベロン	スピクロマジン	スバルフロキサシン	スキシブゾン	水銀ヘマトポルフィリン	水銀。ただし、水銀の塩類及びそれを含有 する製剤を除く。	シンファイブラート	シンバスタチン	シンナリジン	ジレバロール	シルニジピン	シルテプラ―ゼ	シルデナフィル	シルチアゼム	ジラゼブ	シラザプリル	

(342)	(341)	(340)	(339)	(338)	(337)	(336)	(335)	(334)	(333)	(332)	(331)	(330)	(329)	(328)	(327)	(326)	(325)	(324)	(323)	(322)	(321)	
セフゾナム	セフジニル	セフジトレン	セフカペン	セフオチアム	セフエタメト	セフィキシム	セファレキシム	セファドロキシル	セファトリジン	セファクロル	セチリジン	セチプチリン	精選コーンスターチを化学処理して乾燥させたもので 2% 以下の酸化マグネシウムを含むもの	スルホナール	スルベニシリン	スルフイソミジン	スルファミモノメトキシム	スルファミトキサゾール	スルファミトキサゾール・トリメトプリム	スルファミメチゾール	スルファミメトキシム	スルファミメトキシム

(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)	(353)	(352)	(351)	(350)	(349)	(348)	(347)	(346)	(345)	(344)	(343)	
断の補助に使用されることが目的とされているもの	D-ソルビトールであつて、専ら疾病の診断の補助に使用されることが目的とされているもの	ソリブジン	ソブソキサム	ソビクロン	ソニサミド	ソテピン	ソタロール	セリプロロール	セラチンであつて、手術後の癒着防止に使用されることが目的とされているもの	セボフルラン	セベラマー	セフロキシム	セフロキサジン	セフラジン	セフメノキシム	セフポドキシム	セフピミゾール	セフテラム	セフチブテン	セフチゾキシム

(384)	(383)	(382)	(381)	(380)	(379)	(378)	(377)	(376)	(375)	(374)	(373)	(372)	(371)	(370)	(369)	(368)	(367)	(366)	(365)	(364)	(363)	
チオチキセン	チオアセタゾン	チアンフェニコール	チアマゾール	チアベンダゾール	チアブリド	チアゾリドマイシン	菌糸体より得られたもの	タンブロン	タンブロン	タンブロン	炭酸リチウム	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	タルチレリン	タリベキソール	タランピシリン	タモキシフェン	タムスロシン	ダナゾール	タクロリムス	タカルシトール	唾液腺ホルモン	ゾルミトリブタン

(404)	(403)	(402)	(401)	(400)	(399)	(398)	(397)	(396)	(395)	(394)	(393)	(392)	(391)	(390)	(389)	(388)	(387)	(386)	(385)
テトロホスミン	テトラヒドロキシキノロン	テトラサイクリン。ただし、外用剤（眼科用剤を除く。）を除く。	テトラキス（ニメトキシイソブチルイソニトリル）銅(I)四フッ化ホウ酸	テトラカイン	デスマプレシン	デキストララン 70	デキサメタゾン。ただし、外用剤を除く。	テガフルル・ギメラシル・オテラシルカリウム	テガフルル・ウラシル	テガフルル	テオフィリン	ツロブテロール。ただし、内用剤を除く。	チリソロール	チミベロン	チニダゾール。ただし、外用剤を除く。	チザニジン	チクロピジン	チオリダジン	チオプロベラジン・ジメタンスルホン酸

(424)	(423)	(422)	(421)	(420)	(419)	(418)	(417)	(416)	(415)	(414)	(413)	(412)	(411)	(410)	(409)	(408)	(407)	(406)	(405)	
トスフロキサシン	ドキシフルリジン	ドキシサイクリン	ドキサゾシン	ドカルバミン	痘そうワクチン	病の診断に使用されることが目的とされているもの	デンブン部分加水分解物であつて、専ら疾	テルミサルタン	テルフェナジン	テルピナフィン。ただし、外用剤を除く。	テルグリド	テリスロマイシン	デラプリル	デラビルジン	テラゾシン	デュテプララゼ	テモカプリル	外用剤を除く。	デメチルクロルテトラサイクリン。ただし、	テノホビル ジソプロキシル

(446)	(445)	(444)	(443)	(442)	(441)	(440)	(439)	(438)	(437)	(436)	(435)	(434)	(433)	(432)	(431)	(430)	(429)	(428)	(427)	(426)	(425)	
トリプロムアセトアルデヒド	トリフロベラジン	トリフルベリドール	トリバミド	トリスー(ペータククロエチル)ーアミン	トリコマイシン	トリクロルメチアジド	トリクロホスナトリウム	トリエンチン	トリアムテレン	トリアムシノロン。ただし、外用剤を除く。	トランドラプリル	トラフェルミン(遺伝子組換え)	トラビジル	トラゾドン	トラセミド	トラザミド	トブラマイシン	トフィソバム	ドネベジル	トドララジン	ドスレピン	

(469)	(468)	(467)	(466)	(465)	(464)	(463)	(462)	(461)	(460)	(459)	(458)	(457)	(456)	(455)	(454)	(453)	(452)	(451)	(450)	(449)	(448)	(447)
ナリジクス酸	ナフトビジル	ナファレリン	ナドロール	ナテプララゼ	ナテグリニド	ナジフロキサシン	ナイスタチン	ナイアラマイド	トロンピン	トロピセトロン	トログリタゾン	ドロキシンドバ	トレミフェン	トレチノイン	トルベリゾン	トルブタミド	ドルゾラミド	トリロスタン	トリメトキノール。ただし、内用剤を除く。	トリメタジオン	トリミプラミン	トリヘキシフェニジル

(490)	(489)	(488)	(487)	(486)	(485)	(484)	(483)	(482)	(481)	(480)	(479)	(478)	(477)	(476)	(475)	(474)	(473)	(472)	(471)	(470)	
ノルフロキサシン	ノルトリプチリン	ノルエチステロン・メストラノール	ノルエチステロン	ノボピオシン	ネルフィナビル	ネモナプリド	ネビラピン	ネオカルチノスタチン	ニルバジピン	尿素(℃)	乳酸リンゲル	ニブラジロール。ただし、外用剤を除く。	ニフェジピン	ニトログリセリン	ニトレンジピン	ニソルジピン	ニセルゴリン	ニコランジル	ニコチン。ただし、咀嚼剤をのぞく。	ニカルジピン	

(511)	(510)	(509)	(508)	(507)	(506)	(505)	(504)	(503)	(502)	(501)	(500)	(499)	(498)	(497)	(496)	(495)	(494)	(493)	(492)	(491)	
バンコマイシン	パロモマイシン	ハロペリドール	ハロタン	パロキセチン	バルプロ酸	バルニジピン	バルデナフィル	バルサルタン	バルガンシクロピル	バリウム	バラメタゾン	バラシクロピル	ドチオセミカルバゾン	バラエチル・スルホニル・ベンズアルデヒド	バラアミノサリチル酸イソニアジド	バドロキソピン	バドロキソピン	パッチテストに使用されることが目的とき	バクロフェン	バカンピシリン	バイオマイシン

(531)	(530)	(529)	(528)	(527)	(526)	(525)	(524)	(523)	(522)	(521)	(520)	(519)	(518)	(517)	(516)	(515)	(514)	(513)	(512)	
ピラジナミド	ピモペンダン	ピモジド	ピマリシン	ピボプロマン	ビベリデン	ビベミド酸	ピブラドロール	ピブメシリナム	ヒドロコルチゾン。ただし、外用剤を除く。	ヒドロクロロチアジド	六ヒドロキシシューベータ・ニ・セートリメ	チル―五―ペンソフランアクリル酸―デル	タ―ラクトン(別名トリオキシサレン)	ヒドロキシジン	ヒドロキシカルバミド	ニ―ヒドラジノ―フェニル―ニ―プロ	ビタバスタチン	ビスプロロール	ビカルタミド	ピオグリタゾン

(552)	(551)	(550)	(549)	(548)	(547)	(546)	(545)	(544)	(543)	(542)	(541)	(540)	(539)	(538)	(537)	(536)	(535)	(534)	(533)	(532)
フェネチルピグアナイド	フェネチシリン	フェニル・メチル・モルフォリン	―フェニルペンタノール	フェニルブタゾン	サゾリシン	五―フェニル―ニ―イミノ―四―イソオキ	フェニトイン	フェキソフェナジン	ファロベナム	ファドロゾール	ピンドロール	ピロミド酸	ピロヘプチン	ビレタニド	ビルメノール	ビルブテロール	ビルジカイニド	ピリチオキシシン	ピランテル	ピラセタム

(574)	(573)	(572)	(571)	(570)	(569)	(568)	(567)	(566)	(565)	(564)	(563)	(562)	(561)	(560)	(559)	(558)	(557)	(556)	(555)	(554)	(553)
プラステロン硫酸	プラジカンテル	限る。 フラジオマイシン。ただし、 歯科用製剤に	ブメタニド	ブホルミン	ブプラノロール	ブフェトロール	ブニトロロール	ブナソシン。ただし、 外用剤を除く。	ブドララジン	ブデソニド	豚の背部の皮を凍結乾燥し、 滅菌したもの	ブセレリン	ブスルフアン	ブシラミン	ブコローム	ブクモロール	フェロジピン	フェブラゾン	フェノフィブラート	フェノテロール。ただし、 内用剤を除く。	フェノキシメチルベニシリン

- (596) フレオマイシン
- (595) プルリフロキサシン
- (594) フルボキサミン
- (593) フルベンチキソール
- (592) フルフェナジン
- (591) フルバスタチン
- (590) フルナリジン
- (589) フルトブラゼバム
- (588) フルタミド
- (587) フルタゾラム
- (586) フルシトシン
- (585) フルコナゾール
- (584) フルオロビバミド
- (583) フルオロウラシル
- (582) フルオレセイイン
- (581) フルオキシメステロン
- (580) プリンゾラミド
- (579) プリミドン
- (578) プラミベキソール
- (577) プラバスタチン
- (576) 六・七ーフラニルーハートキシクマリン
- (575) プラゾシン

- (599) プレグネノロン・アンドロステンジオン・エストロン・乾燥甲状腺
- (598) プレグナンジオール
- (597) フレカイニド
- (600) プレドニゾロン。ただし、外用剤を除く。
- (601) フレロキサシン
- (602) プロカインアミド
- (603) プロカテロール。ただし、内用剤を除く。
- (604) プロカルバジン
- (605) プロクスウリジン
- (606) プログルメタシン
- (607) プロクロルベラジン
- (608) プロスシラリジン
- (609) フロセミド
- (610) プロチオナミド
- (611) プロナーゼであつて、専ら疾病の診断の補助に使用されることが目的とされているもの
- (612) プロバゲルマニウム
- (613) プロバフェノン
- (614) プロピオン酸フルチカゾン。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。
- (615) プロピオン酸ベクロメタゾン。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。
- (616) プロピベリン

- (617) プロピリオドン
- (618) プロピルチオウラシル
- (619) プロフェナミン
- (620) プロブコール
- (621) プロプラノロール
- (622) プロベネシド
- (623) プロベリシアジン
- (624) プロムベリドール
- (625) プロモクリプチン
- (626) プロラクチン
- (627) フロロビバミド
- (628) ヘキサミン
- (629) ベザファイブラート
- (630) ベスナリノン
- (631) ベタキソロール。ただし、外用剤を除く。
- (632) ヘタシリンカリウム
- (633) ベタヒスチン
- (634) ベータフェニルエチルヒドラジン
- (635) ベタメタゾン。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。
- (636) ベタメタゾン・dーマレイン酸クロルフェニラミン
- (637) ベナゼプリル
- (638) ベニジピン

- (639) ベニシラミン
- (640) ベバントロール
- (641) ベプリジル
- (642) ベポタスチン
- (643) ベラバミル
- (644) ベラプロスト
- (645) ベリンドプリルエルプミン
- (646) ベルゴリド
- (647) ベルフェナジン
- (648) ベロスピロン
- (649) ベンシルベニシリンベンザチン
- (650) ベンスプロマロン
- (651) ベンチルヒドロクロロチアジド
- (652) ベンチルヒドロクロロチアジド・レセルピン・カルバゾクロム
- (653) ベンチロミド
- (654) ベンプトロール
- (655) 抱水クロラール
- (656) ボグリボース
- (657) ホスアンプレナビル
- (658) ホスフェストロール



(679) ミデカマイシン  
 (678) ミチグリニド  
 (677) ミソリビシ  
 (676) ミソプロストール  
 (675) ミコフェノール酸モフェチル  
 (674) ミコナゾール。ただし、外用剤を除く。  
 (673) ミクロノマイシン  
 (672) ミカマイシン  
 (671) ミアンセリン  
 (670) マロチラート  
 (669) マリドマイシン  
 (668) マプロチリン  
 (667) マンジピン  
 (666) マザチコール  
 (665) マキサカルシトール  
 (664) ポリミキシン B  
 (663) ホリナート  
 (662) ポビンドロール  
 (661) ホバンテン酸  
 (660) ポドフィル酸  
 (659) ホスホマイシン

(700) ミン(別名メクロルエタミン)  
 (699) メチルドバ  
 (698) メチルテストステロン。ただし、外用剤を除く。  
 (697) メチルジゴキシシン  
 (696) ニーメチル-三-オルトトリルキナゾロン  
 (695) メチルエルゴメトリン  
 (694) メチラポン  
 (693) メチ克蘭  
 (692) メチキセン  
 (691) メチアジン酸  
 (690) メストラノール・リネストレノール  
 (689) メスタノロン  
 (688) メサラジン  
 (687) メキシレチン  
 (686) メキサゾラム  
 (685) ムピロシン  
 (684) ミルナシプラン  
 (683) ミノサイクリン  
 (682) ミトプロニトール  
 (681) ミドドリン  
 (680) ミトタン

(721) ヨウ化エコチオフェイト  
 (720) モベロン  
 (719) モサブラミン  
 (718) メルファラン  
 (717) メルカプトプリン  
 (716) メリトラセン  
 (715) メベンダゾール  
 (714) メプロバメート  
 (713) メフロキン  
 (712) メフルシド  
 (711) メピチオスタン  
 (710) メトロニダゾール。ただし、外用剤を除く。  
 (709) メドロキシプロゲステロン  
 (708) メトホルミン  
 (707) メトプロロール  
 (706) メトトレキサート  
 (705) メトキサレン。ただし、外用剤を除く。  
 (704) メテノロン  
 (703) ルーニ-二ヒドラジノプロパン  
 (702) ー(三・四)メチレンジオキシフェニ  
 (701) メチルピスー(ベータクロロエチル)ーア  
 ミンオキシド(別名ナイトジエンマスター  
 ドーエヌーオキシド)  
 メチルブレドニソロン

(742) リトナビル  
 (741) リトドリン  
 (740) リセドロン酸  
 (739) リスベリドン  
 (738) リシノプリル  
 (737) リザトリプタン  
 (736) リオチロニン  
 (735) リスロマイシン  
 (734) ランソプラゾール  
 (733) ラロキシフェン  
 (732) ラモセトロン  
 (731) ラミブジン・硫酸アバカビル  
 (730) ラミブジン  
 (729) ラマトロバン  
 (728) ラベプラゾール  
 (727) ラベタロール  
 (726) ラナトシド C  
 (725) ラタノプロスト  
 (724) ヨウ素レシチン  
 (723) ヨウ化チロシン  
 (722) ヨウ化カゼイン

- (743) リネゾリド
- (744) リバピリン
- (745) リファンピシン
- (746) リマプロスト アルファデクス
- (747) 硫酸イソプロテレノール・デキサメタゾン・臭化メチルアトロピン
- (748) 硫酸フラジオマイシン・酢酸ヒドロコルチゾン
- (749) 硫酸フラジオマイシン・酢酸ブレドニゾン
- (750) 硫酸フラジオマイシン・メチルブレドニゾン
- (751) 硫酸フラジオマイシン・リン酸ベタメタゾンナトリウム
- (752) リルゾール
- (753) リルマザホン
- (754) リンコマイシン
- (755) リン酸エストラムスチン
- (756) リン酸ブレドニゾンナトリウム
- (757) リン酸ベタメタゾンナトリウム。ただし、眼科用剤及び耳鼻科用剤を除く。
- (758) レシナミン
- (759) レセルピン
- (760) レセルピン・塩酸ヒドララジン・ヒドロクロチアジド

- (761) レナンピシリン
  - (762) レフルノミド
  - (763) レボチロキシシン
  - (764) レボドバ
  - (765) レボドバ・塩酸ベンセラジド
  - (766) レボドバ・カルピドバ
  - (767) レボフロキサシン
  - (768) レボメフロマジン
  - (769) ロキシスロマイシン
  - (770) ロキタマイシン
  - (771) ロサルタン
  - (772) ロスバスタチン
  - (773) ロピナビル・リトナビル
  - (774) ロフェブラミン
  - (775) ロベンザリット
  - (776) ロメフロキサシン
  - (777) ロメリジン
  - (778) ロラタジン
  - (779) ワルファリン
- 九 次に掲げるもの及びその製剤であつて、動物に使用することを目的とするもの
- (1) オキシトシン
  - (2) 血清性腺刺激ホルモン
  - (3) 胎盤性腺刺激ホルモン

○社会保険庁告示第六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第十一項の規定に基づき、政府が管掌する健康保険の介護保険料率を次のように定め、平成十七年三月一日から適用し、平成十六年社会保険庁告示第一号（健康保険法第六十条第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件）は、平成十七年二月二十八日限り廃止する。ただし、平成十七年二月以前分の介護保険料額及び同法第三条第四項の規定による被保険者に関する平成十七年三月分の介護保険料額に係る介護保険料率については、なお従前の例による。

平成十七年二月十日

社会保険庁長官 村瀬 清司

○社会保険庁告示第七号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十九条ノ二の規定に基づき、船員保険の介護保険料率を次のように定め、平成十七年三月一日から適用し、平成十六年社会保険庁告示第二号（船員保険法第五十九条ノ二の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件）は、平成十七年二月二十八日限り廃止する。ただし、平成十七年二月以前分の介護保険料額及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者に関する平成十七年三月分の介護保険料額に係る介護保険料率については、なお従前の例による。

平成十七年二月十日

社会保険庁長官 村瀬 清司

○社会保険庁告示第八号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十九条第二項の規定に基づき、政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額は、平成十七年三月一日から適用し、政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納すべき額は、平成十七年三月一日から適用し、政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額は、平成十六年社会保険庁告示第三号）は、平成十七年二月二十八日限り廃止する。

平成十七年二月十日

社会保険庁長官 村瀬 清司

政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額は、政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額は、次の各号に掲げる任意継続被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 前納期間の最初の月の末日において六十五歳以上である任意継続被保険者及び前納期間の満了日において四十歳未満である任意継続被保険者 別表第一に定める額
- 二 前納期間の最初の月の末日において四十歳以上であり、かつ、前納期間の満了日において六十五歳未満である任意継続被保険者 別表第二に定める額
- 三 前納期間の最初の月の末日において四十歳未満であり、かつ、前納期間の満了日において四十歳以上である任意継続被保険者 前納期間の最初の月から当該任意継続被保険者が四十歳に達する月までの期間に応じ、別表第三から別表第三の十一までに定める額
- 四 前納期間の最初の月の末日において六十五歳未満であり、かつ、前納期間の満了日において六十五歳以上である任意継続被保険者 前納期間の最初の月から当該任意継続被保険者が六十五歳に達する月までの期間に応じ、別表第四から別表第四の十一までに定める額